

「みんなが主役 取り組もう!!ごみ減量とリサイクル」

ごみ減量の取り組みについて助成しています

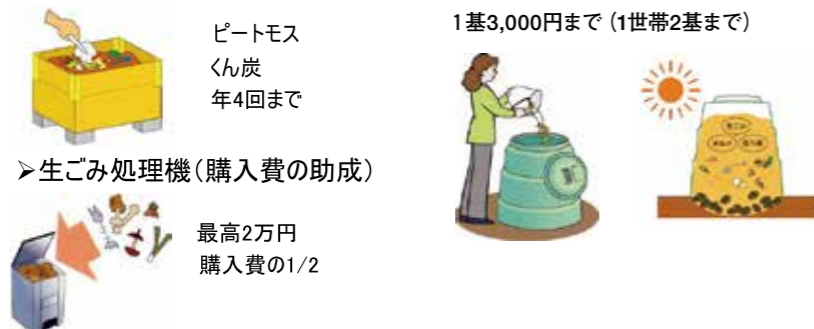
町では、ごみ減量化に向けて取り組む人や各種団体へ助成をしています。ぜひご利用いただき、ごみ減量にご協力いただきますようお願いいたします。

●生ごみの堆肥化について

ダンボールコンポストを活用することで、生ごみを堆肥化することができます。町では、このダンボールコンポストの資材提供やコンポスト購入費用の助成をしています。

資材の提供や購入費用に関する助成

▶ダンボールコンポスト(資材の提供) ▶コンポスト(購入費の助成)



※助成には、上記の基準以外にも条件がありますので、詳しくは生活環境課までお問い合わせください。

●生ごみの水切りについて

生ごみの約80%が水分です。その水分を減らすことでごみの減量化につながります。手絞りや乾燥のほかに、水切り器を使用する方法があります。水切り器は生活環境課窓口にて1世帯につき1個無料で配布しています。



●資源ごみの回収について

ごみの減量と資源の有効利用を図り、地域の環境美化に資するため、町内の自治会、老人会、子ども会、PTAなど各種団体が実施する資源ごみ集団回収運動に対して、奨励金を交付しています。

(対象品目)

- 古紙類 (新聞紙、雑誌、ダンボールなど)
- 飲料用紙パック (牛乳パックなど)
- 布類 (古着、端切れなど)
- 金属類 (アルミ缶、スチール缶など)
- びん類 (一升びん、ビールびんなど)

(奨励金額) 1kgあたり5円

●ごみ減量の周知・啓発について

環境出前講座を行っています。講座のメニューから選んでいただき、申し込みをさせていただくと地域の公民館や集会所に向いて、環境問題やごみ減量についてわかりやすく説明する講座を行います。

講座メニュー	
1 町のごみの現状と課題	10 ダンボールコンポストを使った堆肥づくり
2 ごみの分別とリサイクル	11 EMを使った堆肥づくり
3 事業系ごみの減量化とリサイクル	12 CO2削減 私たちにできること
4 加古郡リサイクルプラザを利用しよう	13 太陽光発電の実際
5 稲美町清掃センター・加古郡リサイクルプラザ見学	14 エコチェックを始めよう!(ストップ!地球温暖化)
6 プラスチック容器類ごみのゆくえ	15 自然を食べちゃおう!(エコ・クッキング教室)
7 ガラスびんリサイクルの仕組み	16 犬のお散歩マナー、しつけ方教室
8 知ろう!見つけよう!バイオマス	17 犬のふんの放置をなくす「イエローカード作戦」の進め方
9 釣鐘型コンポストを使った堆肥づくり	



※講師料は無料となっていますが、講座によっては材料費が申込者の負担となる場合があります。また、会場準備や司会進行は申込者で行っていただきます。

パソコン・スマホから確定申告ができます!

- STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス**
◎税務署に行く手間がかかりません! ◎確定申告期間中は24時間いつでも利用できます!
- STEP 2 申告書を作成**
◎画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます!
- STEP 3 申告書を提出 (申告書の提出方法は2通りあります。)**
 - ①e-Tax で送信して提出 (マイナンバーカードを使って送信またはID・パスワードで送信)
 - ◎マイナンバーカードを使って送信
 - ・マイナンバーカード及びICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォン等が必要。
 - ◎ID・パスワードで送信
 - ・IDとパスワードが必要(発行手続は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちのうえ、最寄りの税務署にお越しください)。
 - ②印刷して提出
 - ◎郵送等で税務署に提出します。
 - ◎プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)を利用して印刷できます。



自宅等で作成できない場合には、こちらの会場をご利用ください

●加古川税務署の申告書作成会場は、

ニッケパークタウン本館 1階 センタープラザ

※加古川税務署庁舎内には、申告書作成会場は設けていませんので、ご注意ください。

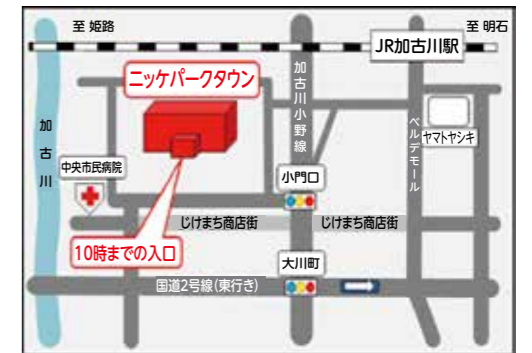
開設期間 2月17日(月)～3月16日(月)
(土・日曜日を除く)

ただし、2月24日(月・祝)及び3月1日(日)は開設していません。

相談受付時間 9:00～16:00 (混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合があります)

所在地 加古川市加古川町寺家町173-1

※当会場では納税できませんので、お近くの金融機関をご利用ください。



国税の納付手続についてのお知らせ

【振替納税を利用されていない場合】

令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告分の納期限は3月16日(月)です。

令和元年分の消費税及び地方消費税の確定申告分の納期限は3月31日(火)です。

※申告書の提出後に、別途、税務署から納付書や納付通知書などのお知らせはありませんので、金融機関、QRコードを利用した納付(注1)、クレジットカード納付(注2)などで、納期限までに納付してください。

(注1) 納付額が30万円以下の場合は、パソコンやスマホから納付に必要な情報(氏名や税額など)を「QRコード」として作成・出力のうえ、コンビニエンスストア(ローソン・ナチュラルローソン・ミニストップ・ファミリーマート)の[Loppi]「Famiポート」端末でバーコード(納付書)を出力し、レジで納付することができます。

(注2) インターネットを利用したクレジットカードによる納付ができます(税務署や金融機関の窓口では、クレジットカード納付はできません)。

【振替納税を利用されている場合】

令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告分の口座振替日は4月21日(火)です。

令和元年分の消費税及び地方消費税の確定申告分の口座振替日は4月23日(木)です。

※ご指定の預貯金口座から振替納税の手続を行いますので、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

【振替納税をぜひご利用ください】

所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税は、納期限までに預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書を所轄の税務署へ提出することで、振替納税が利用できます。

※振替納税は、申告期限までに申告書を提出されない場合は利用できませんので、ご注意ください。



詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)

国 税 庁

検索